

静岡大学大谷地区の交通に関する規程運用方針

静岡大学大谷地区の交通に関する規程（以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、本学大谷地区構内（以下「構内」という。）における車両等の交通規制の実施にあたり必要な事項を下記のとおり定める。

記

第5条（規制区域への乗り入れ）関係

第7号の「生活協同組合及び大学会館関係車両その他本学が特に許可した車両」とは、次の車両で学長が許可することを適当と認めた車両をいう。

- (1) 受入れを許可された受託研究員及び研修員等が、指導を受ける等のため、規制区域内に乗り入れようとする車両
- (2) 本学を会場として開催される学会又はこれに準ずる集会の参加者が、規制区域内に乗り入れようとする車両
- (3) 業者が、本学が購入する物品の納入等のため、規制区域内に乗り入れようとする車両（4）部外者等が、本学又は本学所属教職員を訪ねるため、規制区域内に乗り入れようとする車両
- (5) 静岡大学生生活協同組合及び大学会館の業務に係り、商品の搬入・搬出等のため、規制区域内に乗り入れようとする車両
- (6) その他の(1)から(5)までに掲げるものとの均衡を考慮して学長が適当と認める車両

第6条（規制区域内駐車場への駐車許可）関係

第1項、第2項及び第4項関係

- 1 第1項第2号、第2項第2号及び第4項第2号は、該当条件が臨時である者に対して許可する場合の基準を示すものである。
- 2 前項で示した条件以外は、該当条件が常態として継続する者に対して許可する場合の基準を示すものである。

第1項関係

- 1 第1項第1号の「身体的な理由等の特別の事由がある者」とは、次の一に該当する者をいう。
 - (1) 車椅子の利用者等で車両の使用が必要である者及び高齢による体力減退等のため車両による通勤が適当であると学長が認めた者
 - (2) 規制区域外に所在する部局等の職を兼ねている者
 - (3) 1日の勤務時間の終期が21時を超えて割り振られている者
 - (4) その他(1)から(3)までに掲げる者との均衡を考慮して学長が適当と認める者
- 2 第1項第2号の「病院への通院等のため」とは、次の一に該当する場合で学長が適当と認めた場合をいう。
 - (1) 教職員が疾病に罹り、通勤途中等に通院するのに必要がある場合
 - (2) 教職員の家族が疾病のため入院又は通院中で、その介護の必要がある場合
- 3 第1項第3号の「その他学長が特に必要と認めた者」とは、次の一に該当する場合で学長が適当と認めた場合をいう。
 - (1) 保育園児等の送迎を必要とする場合で、共働き等により当該教職員がそれを行う必要がある場合
 - (2) 昼休み等に家事を処理する等のため必要がある場合
 - (3) 職務のため退庁時刻が21時を超えることとなる場合

- (4) その他(1)から(3)までに掲げる場合との均衡を考慮して学長が適当と認める理由がある場合

第2項関係

- 1 第2項第1号の「身体的な理由等の特別の理由がある者」とは、次の一に該当する者をいう。
- (1) 車椅子の利用者等で車両の利用が必要である者
 - (2) 身体的な理由以外で車両での通学を必要とする特別の理由があると学長が認めた者
- 2 第2項第2号の「病院への通院等のため」とは、次の一に該当する場合で学長が適当と認めた場合をいう。
- (1) 学生が疾病に罹り、通学途中等に通院するのに必要がある場合
 - (2) 学生の家族が疾病のため入院又は通院中で、その介護の必要がある場合
- 3 第2項第4号の「その他学長が特に必要と認めた者」とは、次の一に該当する場合で学長が適当と認めた場合をいう。
- (1) 卒業研究等のため帰宅時刻が深夜となり、公共交通機関での帰宅が困難になるため自動車が必要な場合
 - (2) その他学長が適当と認める理由がある場合

第4項関係

- 1 第4項第1号の「身体的な理由等の特別な理由がある者」とは、次の一に該当する者をいう。
- (1) 車椅子の利用者等で車両の利用が必要である者及び高齢による体力減退等のため車両による通勤が適当であると認めた者
- 2 第4項第2号の「病院への通院等のため」とは、次の一に該当する場合で学長が適当と認めた場合をいう。
- (1) 職員が疾病に罹り、通勤途中等に通院するのに必要がある場合
 - (2) 職員の家族が疾病のため入院又は通院中で、その介護の必要がある場合

第7条（手続及び許可期間）関係

第1項関係

規制区域内駐車許可の申出は、所定の電子フォームによるものとする。ただし、それによりがたい場合は別紙様式1「規制区域内駐車許可申請書」によるものとする。また、申出をする者が学生の場合は、併せて運転免許証及び自動車検査証を掲示するものとする。

第2項関係

許可申請事由が変更したときの手続は、別紙様式1「規制区域内駐車許可申請書」によるものとし、許可申請事由が消滅したときの手続は、駐車許可証（ステッカー）又は特別乗入れシールの返却をもって手続とするものとする。

第3項関係

- 1 第6条第1項第2号、同第2項第2号及び同第4項第2号に該当し駐車を許可するときは、日単位（必要に応じ期間）で許可するものとする。
- 2 前項以外で駐車を許可するときの許可期間は、許可の日からその年度の末日までの範囲を定めるものとする。ただし、年度の末日を期限として許可された者の駐車許可証については、新たに翌年度の被許可者が決定するまでの間は、その効力を有する。

第8条（駐車許可証の交付）関係

第2項関係

自動車の駐車許可証は、フロント計器ボックス上の外から確認できる箇所に置くものとし、

二輪車の駐車許可証は、工具箱付近の容易に確認できる部分に貼付するものとする。

第9条（構内駐車場及び駐車区分）関係

別図1により定められた駐車場のほか、規制区域内への駐車を許可された本学職員の二輪車用駐車場については、当該職員の所属する部局において、それぞれ別に指定するものとする。

第11条（通行に当たっての遵守事項）関係

入構時における通行手続は次のとおりとする。

- (1) 第5条の規定により乗り入れを許可された車両（第6号に定める車両を除く。）は駐車許可証を守衛に呈示して通行する。
- (2) 本学教職員及び学生以外で駐車許可証を所持しない車両（第5条第6号に定める車両を除く。）は、守衛所において臨時乗り入れ駐車許可証の交付を受けて通行する。

第12条（宿舍及び学生寮の環境保全）関係

構内の宿舍及び学生寮に居住する者が使用する車両については、その乗り入れ及び駐車を禁止する趣旨ではない。

第13条（違反者に対する措置）関係

違反者に対する措置は、規制区域内の指定された駐車場以外の場所に駐車した場合又は規制区域内への駐車を許可されていない車両を規制区域内に乗り入れ若しくは駐車した場合その他規程に著しく違反した場合に、その違反の程度及び回数等に応じ、次の措置をとるものとする。

- (1) 規制区域内への駐車を許可されている車両の場合
 - ア 違反者に警告書を手交（又は当該車両に貼付）する。
 - イ 違反者を呼び出し厳重に注意する。
 - ウ 一定の期間駐車許可を停止する。
 - エ 駐車許可の取消しをする。
- (2) 規制区域内への駐車を許可されていない車両の場合
 - ア 違反者に警告書を手交（又は当該車両に貼付）する。
 - イ 違反車両に鍵付き違反現認票（鍵付きステッカー）を取り付け、違反者を呼び出し、厳重に注意する。
 - ウ 氏名の掲示その他強硬な措置を講ずることがある。

その他

1 駐車の許可

駐車の許可は、学長の決裁を経て行うものとする。ただし、その審査は総務部総務課長に専決させることができるものとする。

2 臨時駐車許可

本学教職員及び学生の車両での一時的な入構に関し、部局長が特に必要と認めた場合は臨時駐車許可証を発行することができるものとし、発行した場合は学長に報告するものとする。

3 車両自主規制地域

- (1) 車両自主規制地域は次のとおりとし、下記地域から通勤する者は、車両の乗り入れを自粛するよう努めなければならない。
 - ア 通勤距離2km以上3km以内の地域
 - イ 通勤距離3km以上で静鉄バス美和大谷線のバス停まで1km以内の地域

附 記

この方針は、平成13年4月1日から実施する。

附 記

この方針は、平成16年4月1日から実施する。

附 記

この方針は、令和2年4月1日から実施する。

附 記

この方針は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和7年2月4日から実施する。